

ご相談の前にご確認いただきたいこと（労働者向け）

勤務先の企業等から以下①、②について確認してください。

ただし、ご自身から確認しにくい場合などは、直接、労働局にお問い合わせいただくことも可能です。その場合、フローチャートをご覧ください。

- ① 子どもが新型コロナに感染した場合に有給で休業できる特別休暇制度（労働基準法の年次有給休暇は除く）を導入しているかどうか。
- ② 小学校休業等対応助成金の申請状況、または今後の申請予定があるかどうか。

はい

いいえ

勤務先の企業等に小学校休業等対応助成金の制度を利用したいと申し出てください。

- ① 子どもが新型コロナに感染した場合に有給で休業できる特別休暇制度は導入しない（導入予定はない）
- ② 小学校休業等対応助成金の申請はしない（申請予定はない）
- ③ 労働者が個人申請することを求められた

上記①～③のいずれかに該当する場合

①福岡県内で働いている場合

⇒ 福岡労働局 雇用環境・均等部 指導課にご相談ください。
(TEL : 092-411-4764)
今後の流れは、フローチャートをご覧ください。

②福岡県以外の都道府県で働いている場合

⇒ 該当の都道府県労働局にお問い合わせください。

小学校休業等対応助成金申請から休業支援金申請（個人申請）
までのフローチャート（労働者向け）

福岡県内で働いている場合
⇒ 福岡労働局 雇用環境・均等部 指導課に相談 ☎092-411-4764

労働局が確認する内容

- ①相談者の氏名、連絡先、雇用形態
- ②企業等の名称、所在地、業種、資本金等
- ③休業理由、休業期間、休業中の賃金支払い状況
- ④特別休暇制度の導入等企業の対応
- ⑤企業の担当部署名、担当者、連絡先など
(連絡先が不明だと対応に時間がかかります)
- ⑥その他確認する事項

企業等が助成金申請を行う場合、個人申請の手続きは不要です。

助成金申請を行う

労働局の担当者が、労働者からの相談に基づき、企業等に小学校休業等対応助成金申請を行うよう働きかけます。

助成金申請は行わない

企業等が小学校休業等対応助成金の申請を行わない場合、個人申請に必要な企業等の協力について企業等からの理解を得ます。

理解を得た

理解が得られなかった

労働局の担当者が企業等に働きかけた結果を相談者に連絡します。

労働者は、企業等に申請様式「休業支援金・給付金支給要件確認書」の「事業主の方が記入してください」の「1～9」の記入欄への記入を依頼してください。

労働者は、企業等に申請様式「休業支援金・給付金支給要件確認書」の「事業主の方が記入してください」の「1～9」の記入欄への記入を企業等に依頼する必要はありません。その代わりに、「事業主記入欄」に「事業主の協力が得られない」旨の記載を労働者が自ら行ってください。「地域特別対象確認書」もチェック欄は未記入のままです。

労働者は、福岡労働局 雇用環境・均等部 指導課に申請書一式を提出してください。
(郵送での申請も可能、添付書類に不備があれば問い合わせ等を行う場合があります。代表的な添付書類は[こちら](#)を参考にしてください。)

指導課等から再度の働きかけは行いますが、そこでも企業等からの理解が得られなかった場合は支給されない場合があります。

申請書と添付書類を確認後、指導課より、申請書を審査部署に送付（審査結果は審査部署より通知されます）